

千葉県告示第659号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関として次のとおり指定したので、同法第24条の規定により告示します。

令和4年8月9日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

| 名称 | 所在地 | 指定期間 |
|-----------------|----------------------|----------------------------|
| 医療法人社団亮山会 ハート歯科 | 千葉市若葉区西都賀2-11-12 | 令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで |
| 医療法人社団星翔会 かなめ歯科 | 千葉市緑区辺田町365-1 | 令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで |
| 千葉眼科 | 千葉市中央区弁天1-2-3 KMビル3階 | 令和4年8月1日から 令和10年7月31日まで |

【薬局】

| 名称 | 所在地 | 指定期間 |
|----------------|-----------------|----------------------------|
| 薬局くすりの福太郎 作新台店 | 千葉市花見川区作新台4-4-2 | 令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで |
| 薬局くすりの福太郎 末広店 | 千葉市中央区末広4-20-7 | 令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで |